

【 内容 】

右表に該当する建物等においては、管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)から選任された防火管理者は、管理権原者の指示を受けて消防計画作成し、消防署長に届け出なければなりません。
また、管理権原者や防火管理者の変更、建物の増改築など実情に変化が生じた場合は、変更を消防署長に届け出なければなりません。

【 根拠法令 】

消防法第8条第1項 消防法施行令第3条の2
消防法施行規則第3条各項

【 届出時期 】

消防計画作成又は変更したとき

【 提出部数 】

2部(その1部に届出済の印を押印して申請者に交付します。)

【 提出先 】 ※防火対象物が所在する場所を管轄する消防署等に届け出てください。

用 途	収容人員
老人短期入所施設、老人ホーム、認知症グループホーム、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設(避難困難者を入所させるもの) など	10人以上
劇場、映画館、遊技場、飲食店、百貨店、店舗、ホテル、デイサービス、保育所、幼稚園、障害者支援施設(避難困難者を入所させるもの以外) など	30人以上
共同住宅、学校、博物館、公衆浴場、神社・寺院・教会、工場、事務所など	50人以上
新築工事中(電気工事中のもの)の次の建築物 (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万平方メートル以上のもの (2) 延べ面積が5万平方メートル以上のもの (3) 地階の床面積の合計が5千平方メートル以上のもの	50人以上
建造中の旅客船(ぎ装中のもの)で甲板数が11以上のもの	50人以上

消防署等の名称	所在地	電話	受付可否 受付時間	備考
消防局予防課	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎3階)	0155-26-9124	×	
帯広消防署	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎1階)	0155-26-9131	8時45分 ～ 17時30分	帯広市内分
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目1	0155-30-3322		音更町内分
士幌消防署	河東郡士幌町字士幌西2線161	01564-5-2323		士幌町内分
上士幌消防署	河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地	01564-2-2519		上士幌町内分
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町3丁目10	0156-66-2201		鹿追町内分
新得消防署	上川郡新得町4条南3丁目1番地	0156-64-5103		新得町内分
清水消防署	上川郡清水町南6条4丁目1番地2	0156-62-2519		清水町内分
芽室消防署	河西郡芽室町東2条3丁目1番地	0155-62-2821		芽室町内分
中札内消防署	河西郡中札内村大通南1丁目12番地	0155-67-2111		中札内村内分
更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2201		更別村内分
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	01558-6-2199		大樹町内分
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地	01558-2-2730		広尾町内分
幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地	0155-54-2434		幕別町内分
池田消防署	中川郡池田町西2条11丁目1-12	015-572-3119		池田町内分
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310		豊頃町内分
本別消防署	中川郡本別町北2丁目4番地1	0156-22-2007		本別町内分
足寄消防署	足寄郡足寄町北1条4丁目52番地	0156-25-2619		足寄町内分
陸別消防署	足寄郡陸別町栄町	0156-27-2524		陸別町内分
浦幌消防署	十勝郡浦幌町桜町4番地	015-576-2419		浦幌町内分

郵送による届出が可能な消防署もあります。管轄消防署に直接お問い合わせください。